

羽島市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

【改定の目的】

市では、平成20年12月に羽島市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、新型インフルエンザ等対策特別措置法や政府の新型インフルエンザ等対策行動計画、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を踏まえ、数次にわたり改正を重ねてきました。

今般、新型コロナウイルス対応における経験を踏まえ、新たな感染症危機に対応するため平時の備えに万全を期すとともに、有事においては、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくために、県行動計画において定められた基準となる事項や、「オール岐阜」で取り組む県の推進体制等に基づき改定を行います。

改正のポイント

- ①対象とする感染症を、新型インフルエンザや新型コロナ及びそれら以外の新たな感染症も含む幅広い呼吸器感染症を念頭に置いた上で、対応フェーズを大きく準備期、初動期、対応期の3期に分け、特に準備期の取組みを充実させる。
- ②対策項目をこれまでの6項目から7項目に拡充するほか、感染が長期化する可能性を踏まえ、数次にわたる感染拡大の波への対応やワクチンの普及等に応じ、対策を機動的に切り替えていくことを明確化する。
- ③人材育成、国、県、関係団体、市民等との連携・協力、DXの推進といった、複数の対策項目に共通する横断的な視点から、どのような取組みが求められるか整理する。
- ④実効性を確保するため、計画の実施状況のフォローアップや定期的な見直しを行うとともに、医療機関を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

目標1

感染拡大の抑制による市民の生命及び健康の保護

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等を少なくし、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。



目標2

市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会の実現

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組み

対策項目	第1節 準備期	第2節 初動期	第3節 対応期
第1章 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ◎協議・意思決定体制の整備 ◎実践的な訓練の実施 ◎市行動計画等の作成や体制整備・強化 ◎国及び地方公共団体等の連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ◎協議・意思決定体制の確保 ◎業務執行体制の確保 ◎迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ◎協議・意思決定体制の確保 ◎業務執行体制の拡大・見直し ◎総合調整・指示 ◎職員の派遣・応援への対応 ◎必要な財政上の措置
第2章 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ◎平時における情報提供・共有 ◎県と市の間における感染状況等の情報提供・共有 ◎双方向のコミュニケーションの体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎迅速かつ一体的な情報提供・共有 ◎県と市の間における感染状況等の情報提供・共有 ◎双方向のコミュニケーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◎迅速かつ一体的な情報提供・共有 ◎県と市の間における感染状況等の情報提供・共有 ◎双方向のコミュニケーションの実施
第3章 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ◎平時における対策強化に向けた理解促進・準備 ◎避難所におけるまん延防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ◎市内でのまん延防止対策の準備 ◎市内でのまん延防止対策の実施 ◎避難所におけるまん延防止 	<ul style="list-style-type: none"> ◎市内でのまん延防止対策の実施 ◎避難所におけるまん延防止
第4章 ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ◎ワクチンの接種に必要な資材の準備 ◎ワクチンの供給体制の確保 ◎接種体制の構築 ◎情報提供・共有 ◎DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◎接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ワクチンや必要な資材の供給 ◎接種体制 ◎健康被害救済・副反応への対応 ◎情報提供・共有
第5章 保健	<ul style="list-style-type: none"> ◎業務実施体制の整備 ◎県との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ◎有事体制への移行準備 ◎市民への情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ◎感染対応業務の実施 ◎流行状況や業務負荷に応じた体制協力（流行初期以降）
第6章 物資	<ul style="list-style-type: none"> ◎感染症対策物資等の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎医療機関等への物資の配布に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎物資等の供給に関する相互協力 ◎医療機関等への物資の配布への協力
第7章 市民の生活及び地域 経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◎情報共有体制の整備 ◎支援の実施に係る仕組みの整備 ◎物資及び資材の備蓄 ◎生活支援を要する者への支援等の準備 ◎火葬能力等の把握・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◎遺体の火葬・安置 	<ul style="list-style-type: none"> ◎市民の生活の安定の確保を対象とした対応 ◎社会経済活動の安定の確保を対象とした対応